

第5章 国民保護に関する啓発

1. 国民保護措置に関する啓発

(1)啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。

(2)防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3)学校における啓発

市教育委員会は、県教育委員会とも連携しながら、市立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成等、啓発を行う。

2. 武力攻撃事態等において市民が取るべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。